

下記のうち、該当する書類をご提出ください。

○名称、住所の変更

【個人】届出書＋住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

【法人】届出書＋定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

○法人 代表者、役員氏名の変更

届出書＋誓約書＋登記簿の謄本（←役員変更の場合は、誓約書は不要）

○給水装置工事主任技術者の変更（氏名または免状の交付番号）

届出書＋給水装置工事主任技術の選任（解任）届+選任の場合は免状写し

参考

○水道法

第二十五条の七 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

（平八法一〇七・追加、平一一法一六〇・一部改正）

○水道法施行規則

（変更の届出）

第三十四条 法第二十五条の七の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、役員の名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

（平九厚令五九・追加、平一二厚令一二七・一部改正）